

介護予防支援及び介護予防マネジメントに係る重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	静岡市葵区城北地域包括支援センター
所在地	静岡市葵区竜南二丁目 1-38
管理者・連絡先	管理者：勝又貴美 電話番号 054-292-6450 FAX番号 054-292-6280
サービス提供地域	城北圏域

(2) 事業の目的及び運営方針

① 事業の目的

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員（以下「担当者」という。）が、介護保険法等の関係法令に従い、利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画書（以下「介護予防プラン」）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。

② 運営方針

ア 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

ウ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者若しくは第1号事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、他の介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。

(3) 事業所の職員体制等

職 種	従事する業務	人 員
管 理 者	職員管理・統括 (兼務)	1名
保 健 師	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。	1名以上
主任介護支援専門員		1名以上
社 会 福 祉 士		1名以上

(4) サービス提供時間

月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで

(注) 土・日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)は「休日」の扱いとなります

2 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容等について

(1) 担当者の氏名及び連絡先の病院等への伝達

利用者又はその家族は、利用者が病院又は診療所へ入院する必要がある場合には、担当者の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただくようお願いします。

(2) 介護予防プランは1の(2)の②運営方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の介護予防サービス事業者等の紹介や当該事業所を介護予防サービス・支援計画書に位置付けた理由を求めることができます。

(3) 利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療系サービスを希望している場合その他必要な場合に、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。その上で介護予防プランを作成した際には、当該介護予防プランを主治の医師又は歯科医師に交付します。

(4) 介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。

(5) 利用者の居宅への訪問

モニタリング等を行うため、次のいずれかに該当する場合には、利用者の居宅を訪問し面接します。なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、介護予防サービス事業者等を訪問する等の方法により、可能な限り利用者へ面接するように努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者へ連絡を取り、利用者の状況把握を行います。

① アセスメント実施時

② 介護予防サービス等提供開始月の翌月から起算して3月に1回

③ 介護予防サービス等の評価期間が終了する月

④ 利用者の状況に著しい変化があったとき

また、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。

- ア 利用者の同意を得ること。
- イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ウ 少なくとも6月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

3 利用料

(1) 単位数

ア 指定介護予防支援

- (ア) 介護予防支援費 442 単位
- (イ) 初回加算 300 単位
- (ウ) 委託連携加算 300 単位

イ 第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）

- (ア) 第1号介護予防支援事業費
ケアマネジメントA・B 442 単位、ケアマネジメントC 309 単位
- (イ) 初回加算 300 単位
- (ウ) 委託連携加算 300 単位

(2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。

(3) 事業者の担当地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- ア 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね10キロ未満 300円
- イ 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね10キロ以上 600円

4 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

5 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については次の窓口にご連絡願います。

当センター相談窓口	電話番号	054-292-6450
	FAX番号	054-292-6280
	相談員（責任者）	勝又 貴美
	受付時間	9:00～17:00

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 (静岡市介護保険課)	所在地	静岡市葵区追手町5番1号
	電話番号	054-221-1377
	FAX番号	054-221-1298
	対応時間	8:30~17:15 (平日のみ)
静岡県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	静岡市葵区春日2丁目4番34号
	電話番号	054-253-5590
	FAX番号	054-205-3315
	対応時間	9:00~17:00 (平日のみ)

6 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者（業務委託の場合は、委託先の担当介護支援専門員）は、_____です。ご不明な点やご要望等がありましたらお申し出ください。

7 業務委託先居宅介護支援事業者（委託する場合）

事業所名	
所在地	
事業者指定番号	静岡県第 _____ 号

・居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防プラン原案の作成を委託する場合のみ記入

【説明確認欄】

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、重要事項を説明しました。

介護予防支援事業者

静岡市葵区城北地域包括支援センター

説明者 _____ (印)

(自署の場合は押印不要)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏名 _____ (印)

(自署の場合は押印不要)

代理人又は立会人

氏名 _____ (印)

(自署の場合は押印不要)